

見附市議会議員 様

令和 8 年 6 月 4 日

見附市議会議員 加藤 秀之

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 見附市の公共交通の課題について

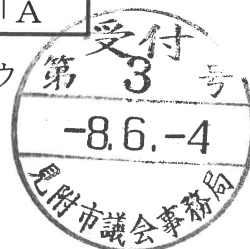
答弁を求める者 市長

1. 地域公共交通は自治体・交通事業者だけでは確保・維持することが困難であると考えます。国・都道府県・市区町村・交通事業者・地域住民等、地域交通に関わる者の協力が不可欠と考えます。各者が「個別最適」でなく、「全体最適」を目指して取り組むことで、交通の維持・確保につながると思います。今回の質問については、1 点目としては本年 5 月 1 2 日から 1 4 日に産業厚生委員会行政視察で訪れた、茨城県つくば市、常陸太田市、高萩市で得た先進事例を見附市にどう活かすか。2 点目として「見附市地域公共交通計画」の実効性をどう担保するのかについて伺います。

(1) 見附市として公共交通の課題解決のための施策について地域に必要なものが何かを考えることが重要であると思います。産業厚生委員会での視察内容は、いずれも交通空白解消や持続可能な交通体系の実現に向けた先進的な取り組みでした。

つくば市「4 市連携公共ライドシェア」では、ドライバーバンク構築と A I オンデマンド配車システムを 2 つの柱として、4 市（つくば市、土浦市、下妻市、牛久市）が連携して実施する自家用有償旅客運送サービスを視察しました。常陸太田市の「自動運転 EV バス」は、市街地での賑わいの創出と新技術へのふれあいを目的に、市街地での近距離移動手段として自動運転バスを運用するものでした。高萩市の「A

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



「I デマンドバス」は、利用者の呼び出しに応じてAIがバスの経路を最適化し、より多くの停車ポイントを設定できるシステムで、利便性の向上と運行の効率化を両立させる新たな移動需要の創出を目指す事業です。これらの事例を踏まえ、自動運転バスや他市と連携したライドシェアのような実証実験や新たな交通施策を実施する予定があるのかをお伺いします。

- (2) 見附市は第6次総合計画前期基本計画の4つの視点のひとつとして「安心していきいき暮らせるまちづくり」を計画しています。また、2025年に見直された「見附市地域交通計画」の第6章には「公共交通の課題」が示されています。そこから考えられる見附市が優先して取り組むべき施策を理由と共に優先順位をつけてお聞かせください。また、住民の声をどのように計画に反映し、どのように検証を行うのかをお伺いします。

- (3) 2023年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域の関係者の連携と協働を促進するための項目が追加されました。地域の関係者による「官民の共創」、「事業者間の共創」、「他分野との共創」が求められています。他自治体での連携・協働の例として「交通」×「教育」（富山県朝日町）では習い事への送迎手段を確保するため、スイミングスクールに子どもを通わせる親同士の助け合いによる送迎サービスを構築、「交通」×「介護」（群馬県前橋市）では複数のディサービス事業所の利用者送迎業務を集約、タクシー協議会へ委託することで、ディサービス事業所の送迎負担を軽減などの事例があります。今後、見附市としてどの分野と連携し、共創を進める計画をお持ちであるかをお伺いします。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】 「見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例」 合理的配慮の提供について

答弁を求める者 市長

1. 今回、取り上げるテーマ「見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例」と、合理的配慮の提供に関する取り組みについて伺います。本条例は、令和7年4月1日の施行から一定期間が経過し、現在の取り組み状況を把握することが重要であると考え、このテーマを取り上げました。これまで、健康福祉課職員による福祉施設職員へ「合理的配慮」の研修、見附市図書館における大活字本の整備など、地道な啓蒙や環境整備が進められていることを実感しております。

先月、行政視察で訪問した茨城県つくば市では、「つくば市かわら版」を通じて、同市が示す4つの社会的バリア、すなわち①物理的バリア、②制度的バリア、③文化・情報面のバリア、④意識上のバリアへの取り組みを周知しています。これらは、「見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例」の前文に示されている「障がいのある人が日々の生活の中で受ける差別は、心身の機能の障がいのみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任です。」という理念と多くの共通点があります。この理念を踏まえ、見附市として社会的バリア解消の現状と今後の方向性について、以下お伺いします。

(1) 見附市において条例施行前後の社会的バリア解消の具体的な取り組みについてお伺いします。

ア. 物理的バリアについて (環境・設備面)

市公共施設や生活環境におけるバリアフリー化の進捗と改善点

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

についてお伺いします。

イ. 制度的バリアについて（相談・調整制度）

合理的配慮の相談体制、調整の仕組み、支援窓口の状況についてお伺いします。

ウ. 文化・情報面のバリアについて（情報取得・コミュニケーション・手話・点字・平易表現）

手話・点字など、多様な情報保障の取り組み状況についてお伺いします。

エ. 意識上のバリアについて（啓発・教育・交流面）

市民・事業者・市職員への啓発活動、共生社会の理解促進に向けた教育、交流の取り組みについてお伺いします。

（２）条例の理念を踏まえ、今後の見附市として重点的に取り組む分野、新たに検討されている社会的バリア解消の独自の取り組み、方向性についてお伺いします。

以 上